

岩手県告示第 822 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 の規定により定めた県営土地改良事業計画を次のとおり変更した。

なお、同法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、平成 18 年 8 月 7 日から同年 9 月 1 日まで関係書類を縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
増沢東部	当該事業計画に係る土地改良事業計画書の写し	奥州市役所